

## 平成29年12月18日より 住民票の写し、印鑑登録証明書のコンビニ交付開始

神崎町では、12月からマイナンバーカードを使って、全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機で証明書の取得ができるサービスの提供を予定しています。



お昼休みや夜間、さらに休日でも、自分の都合にあわせて取得できます。  
※サービス提供時間：6:30～23:00  
(12/29～1/3除く)

○取得できる証明書の種類 住民票の写し、印鑑登録証明書

○手数料 1通300円

○利用できる時間 午前6時30分から午後11時まで  
※年末年始(12/29～1/3を除く)

○必要なもの マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書が記録されているもの)

### ◇マイナンバーカードを取得するには

郵便、パソコン、スマートフォンなどから申請できます。住所異動や、氏名等の変更があった人は転入、転居等の際お受け取りになった交付申請書を使用してください。

マイナンバーカードの申請方法、電子証明書の詳細は、役場町民課へお問い合わせいただくか、『通知カード』同封のパンフレット又はインターネットで「マイナンバー総合サイト」をご覧ください。

○問合せ 町民課住民係 ☎ 2 1 1 3

## 不法投棄撲滅にご協力をお願いいたします

家庭からでた廃棄物(ごみ)などを適正に処理せずに道路や山林に捨てる不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって禁止されており、違反者には5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金が科せられます。

不法投棄は、そのまま放置しておくとならざる不法投棄を誘発する恐れや土壌、水質に悪影響を及ぼす要因にもなります。もし、不法投棄を発見した場合は、町民課までご連絡ください。

なお、不法投棄されたもので投棄者が判明しない場合は、原則として、その土地の所有者または管理者が処理することになります。土地の所有者または管理者は日頃から廃棄物を捨てられないよう除草や見回りなどを行い、土地の適正管理に努めましょう。

### 《不法投棄の事例》



(道路への不法投棄)



(山林への不法投棄)

○問合せ 町民課生活環境係 ☎ 2 1 1 3